

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	労政雇用課	検索番号	2-1
法令名	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	根拠条項	8-1	
許認可等	改善計画の認定			
(根拠規定)				
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第1項				
事業主は、介護関係業務に係るサービスで現に提供しているものと異なるものの提供又は介護事業の開始に伴いその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために実施する労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に関する措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善計画」という。）を作成し、これをその主たる事務所の所在地を所管する都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。				
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項				
都道府県知事は、第1項の認定の申請があった場合において、その改善計画が、当該事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであることその他政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。				
(許認可等の基準)				
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく認定事務実施要領第5条				
(改善計画の認定基準)				
第5条 改善計画が、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。				
(1) 改善計画が、当該事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであること。				
具体的には				
ア 改善措置の内容が、雇用管理の改善のために必要かつ十分なものであること。				
イ 改善措置の規模が、当該事業主が雇用する介護労働者の数に照らして適切なものであること。				
ウ 改善措置の内容が、法令に違反するものでないこと。				
エ 改善措置の内容が、介護雇用管理改善等計画の内容と矛盾するものでないこと。				
(2) 当該事業主が改善計画を達成する見込みが確実であり、その内容が具体的かつ明確なものとなっていること。				
(その他)				

